

# 美作市通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

美作市通学路等安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年4月以降、登下校中の児童生徒の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生するといった痛ましい事故が全国で発生していることから、美作市においても、「美作市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように対策を行っています。

また、令和元年度には、未就学児が日常的に移動する経路についても関係機関で緊急合同点検を行い、必要な対策を進めています。

これらの取り組みを効率的に進めるため、「美作市通学路交通安全プログラム」を発展させ、未就学児の移動経路を取組対象に加えた「美作市通学路等交通安全プログラム」を新たに策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、地域の子供の安全確保を図ります。

## 2. 通学路等安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路等安全推進会議」を設置します。

- ・美作市教育委員会
- ・美作市総務部総務課
- ・美作市総務部危機管理室
- ・美作市都市整備部建設課
- ・岡山県美作県民局建設部
- ・美作警察署
- ・各学校（園）交通安全（通学路等）

## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

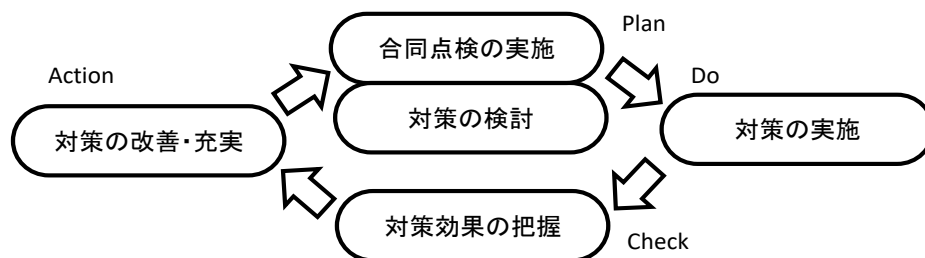
継続的に通学路等の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

なお、緊急性の高い事案が発生した場合は、必要に応じ緊急合同点検を実施します。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図ります。

- |            |          |
|------------|----------|
| P (Plan)   | 対策の検討    |
| D (Do)     | 対策の実施    |
| C (Check)  | 対策効果の把握  |
| A (Action) | 対策の改善・充実 |

### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



## (2) 対象となる通学路等

- ・「通学路等」とは「通学路」及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路」とします。
- ・「通学路」は、自宅から学校までの道のり、自宅からバス停までの道のりとして、また、スクールバスの運行経路も対象とします。
- ・「未就学児が日常的に集団で移動する経路」とは、市内の幼稚園・認定こども園・保育園において、未就学児を日常的に集団で移動させている経路とします。

## (3) 定期的な合同点検

### ①合同点検の実施時期等

- ・学校（園）ごと5年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は原則として4月～7月に行いますが、地域の実情に応じて時期を変更して行うこともあります。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路等安全推進会議において、重点課題を設定し合同点検を実施します。

### ②合同点検の体制

- ・学校（園）ごとに、保護者、教育委員会、学校（園）担当者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

## (4) 対策の検討

### ①合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について

道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (5) 対策の実施

### ①対策の実施について

対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (6) 対策効果の把握

### ①合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について

実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認します。

(例) ・対策箇所の通学児童生徒及び保護者等にアンケートを実施し安全対策効果の確認

- ・車両と歩行者の離隔を測定

- ・対策箇所を通行する自動車等のドライバーの意見、感想の収集

対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

## (7) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 箇所一覧表の公表

学校（園）ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」を作成し、各学校（園）に提示することをもって公表とする。

【別添資料】

別添① 対策一覧表